

あなたのご意見をお聴かせください！

～ 平成21年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します ～

国土交通省では、平成21年度の「国土交通行政インターネットモニター」を募集します。この制度は、インターネットを通じて国土交通行政に関するアンケートなどに答えていただくほか、意見などをお聴きするもので、平成16年度から実施しています。

東北地区で110名募集しており、国内に居住している20歳以上でインターネットを利用できる方から意見をいただくこととしています。国土交通行政インターネットモニターホームページで、2月1日(日)～2月28日(土)まで応募を受け付けています。

みなさんが普段思っていることなどを教えてください。

ご応募をお待ちしております。

◆募集内容

- 募集人員 東北六県で110名(定員を上回る場合は選考により決定)
- 募集期間 平成21年2月1日(日)～
平成21年2月28日(土)まで
- 応募資格 募集要領の記4参照
- 応募方法 下記ホームページからご応募下さい
国土交通行政インターネットモニターホームページ
<https://www.monitor.mlit.go.jp/>
- モニターの期間 委嘱の日から平成22年3月31日まで
- モニターへの謝金 アンケートの回答実績に応じ、1件につき1,000円お支払いします。

その他、応募に関する詳細については、別添『平成21年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領』をご覧ください。

※なお、今年度は1月末現在、次の3つのアンケートを実施しております。

- ・自動車リコールについて
- ・「国土交通本省のホームページの利用状況等に関する調査」
及び「エコレールマークに関する一般消費者の意識調査」
- ・地域防災(地震)に関する意識調査

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

※国土交通本省でも同時発表しております。

問い合わせ先 国土交通省 東北地方整備局 Tel 022-225-2171(代表)
総務部 総務課(広報広聴対策官室)
建設専門官 種市 優 (内線2356)
広報係長 及川 齊弘 (内線2386)
国土交通省 東北運輸局 Tel 022-791-7504
総務部 広報対策官 五代儀 敦

平成21年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

この度、国土交通省では、平成21年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

記

1. 募集者数

全国で1,200名です。

※ お住まいの都道府県に応じたブロック毎に募集者数を設定しています。ブロック毎の募集者数は「別表1」のとおりです。

2. 募集期間

平成21年2月1日（日）から平成21年2月28日（土）までです。

3. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターホームページ (<https://www.monitor.mlit.go.jp/>) にアクセスいただき、「モニター募集案内へ」をクリックして下さい。「応募申込フォーム」にお名前、ご住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負等必要事項を入力の上、2月28日までに応募（送信）してください。

※ ご応募いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に取り扱います。

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成21年4月1日現在）の方で、インターネットを容易に利用でき、かつ、国土交通行政に対する関心が高くモニターとしての熱意を有する方。（次の①～④に掲げる方は除きます。）

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 国土交通行政に関係する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の常勤の役職員
- ④ ①～③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

- (1) 選考結果は、平成21年3月下旬までにモニターとなっていた方に直接メールでお知らせ致します。選考に漏れた方にはお知らせ致しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) モニターの委嘱は、「別表2」の「モニターとしてお守りいただく事項」に同意され「承諾書」を提出された方に「委嘱状」を交付して行います。
委嘱期間は、委嘱の日から平成22年3月31日までです。
- (3) モニターは、お住まいの都道府県に該当する「ブロック」の所属となります。なお、ブロック外に転居された場合でも、応募いただいたブロックの所属でモニター活動を行っていただきます。

6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

- ① 国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「アンケート調査」に対して回答書を提出していただきます。（国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「課題」に対して意見書を提出していただく場合もあります。）
- ② 上記①以外に、国土交通行政に関してモニター自身が気付いた随時の意見（「随時意見書」）を提出していただくことができます。
平成21年度のアンケート調査等は、4回を予定しておりますが、実施主体の都合により回数が増えることがあります。

なお、平成20年度に実施させていただいた主なアンケート調査は、下記（参考「平成20年度主な実施アンケート」）のとおりです。

※ 提出いただいた回答書、意見書については、全体の傾向を整理等したうえで、後日、モニターホームページ上で回答結果、主要な意見などを公表する予定です。

7. モニターへの謝金

モニターに対して、アンケート調査・課題の回答の実績に応じ、謝金をお支払いします。謝金の額は、1件につき1千円とします。

ただし、平成21年度の謝金の上限は、各モニター4千円となります。

※ 「随時意見書」には、謝金はお支払い致しません。また、他ブロックのアンケート調査・課題にお答えいただいた場合も、謝金はお支払い致しませんのでご了承ください。

※ ご不明な点は、お住まいの都道府県に応じ、「別表3」の窓口までお問い合わせください。

～皆様からのご応募を心よりお待ちしております。～

(参考：平成20年度主な実施アンケート)

実施機関	課題等名
本省	「自動車リコールについて」
本省	「国土交通本省のホームページの利用状況等に関する調査」及び「エコレールマークに関する一般消費者の意識調査」
北海道	北海道における道路の有効活用について
東北	地域防災（地震）に関する意識調査
関東	航空・空港の利用を促進させる取り組みについて
北陸	国土交通省北陸地方整備局のHPの「利用しやすさ」及び「わかりやすさ」について
中部	公共交通利用の意識調査
近畿	地域における住民や来訪者の移動手段としての公共交通の活性化について
中国	タクシーサービスに関する利用者の意識調査
四国	湯水について
九州	国土交通省九州運輸局のホームページによる広報活動について

(別表1)「ブロック区分及び募集者数」

ブロック	対象地域（都道府県）	募集者数
北海道	北海道	90名
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	110名
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	291名
北陸	新潟県、富山県、石川県	85名
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	136名
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	171名
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	100名
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	82名
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	135名
計		1,200名

(別表2)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。

- ① 資格の除外事項に該当した場合は、14日以内に届け出ること。
- ② 電子会議室上の記述を改ざんし、又は消去しないこと。
- ③ 電子会議室用の設備又は他のモニター若しくは第三者の設備の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- ④ 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ⑤ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ⑥ 上記②～⑤に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑦ 他のモニターが上記②～⑥に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑧ 上記②～⑥に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

2. 電子会議室に書き込んで서는ならない事項は次のとおりです。

- ① 営業活動又はその準備を目的とする記述。
- ② 宗教に関する宣伝又は勧誘を目的とする記述。
- ③ 選挙の事前運動又は選挙運動を目的とする記述。
- ④ 他のモニター又は第三者を誹謗中傷し、又は脅迫する記述。
- ⑤ 他のモニター又は第三者の名誉を毀損し、又はそのプライバシーを侵害する記述。
- ⑥ 他のモニター又は第三者の権利を侵害する記述。
- ⑦ 公序良俗に反する記述。
- ⑧ 法令に違反する記述。
- ⑨ その他電子会議室における意見交換を妨げることを目的とする記述。

上記に該当する記述がなされた場合は、電子会議室の管理運営担当者が当該記述を削除することとします。

3. 上記1又は2に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。

(別表3)「各ブロックのお問い合わせ窓口」

ブロック	窓 口	所 在 地
北海道	北海道開発局 開発監理部広報室	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL011-709-2311 E-mail:hkd-monitor@hkd.mlit.go.jp
東北	東北地方整備局 広報広聴対策官室	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL022-225-2171 E-mail:tohoku-netmonitor@thr.mlit.go.jp
関東	関東地方整備局 総務部総務課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館 TEL048-601-3151 E-mail:kocho-kt@ktr.mlit.go.jp
北陸	北陸地方整備局 総務部総務課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 TEL025-280-8880 E-mail:netmonitor@pop.intr.hrr.go.jp
中部	中部地方整備局 総務部総務課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館 TEL052-953-8515 E-mail:info@cbr.mlit.go.jp
近畿	近畿地方整備局 企画部企画課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL06-6942-1141 E-mail:otayori@kkr.mlit.go.jp
中国	中国運輸局 総務部総務課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 TEL082-228-3434 E-mail:chugoku-soumu@cgt.mlit.go.jp
四国	四国運輸局 総務部総務課	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 TEL087-835-6351 E-mail:sm-soumu@skt.mlit.go.jp
九州	九州運輸局 総務部総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 TEL092-472-2312 E-mail:im-kyushu@qst.mlit.go.jp